平成２８年（フ）第１５８号
鳥取県米子市和田町3261番地２
債務者　狩野　友佳
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第８４７号
広島県廿日市市佐方486番地９
債務者　福原千佳子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３２号
広島市中区舟入中町４番36―201号
債務者　北野　友弥
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３５号
広島市安佐南区中筋３丁目32番32―102号
債務者　岡村麻奈未（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１号
福岡県飯塚市潤野288番地１　アトネスハイム201
債務者　仁木　勝也
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第２号
福岡県八女市室岡155番地６
債務者　安達　幸子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２９年（フ）第７号
大分県別府市大字鶴見395番地　松和アパートＡ―７号
債務者　下田　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３６８号
宮崎市大字恒久1392番地５　ベルフロント宮崎206号
債務者　川越　幸浩
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５号
宮崎県児湯郡新富町大字新田3344番地　宮ヶ平団地Ｃ―103
債務者　緒方　静香
1　決定年月日時　平成29年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４号
北海道小樽市高島３丁目14番16号
債務者　北　　隼輔
1　決定年月日時　平成29年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第９４１号
千葉県松戸市新松戸３丁目328番地　新松戸南パークハウス管理人室
債務者　石橋　豊子
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
徳島県鳴門市撫養町木津810番地１　ベロニカ202号、旧住所徳島県三好市西祖谷山村有瀬899番地
債務者　明石　智文
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
徳島県徳島市南島田町２丁目65番地５　レオパレス南の風Ⅰ　110号室、住民票上の住所徳島県徳島市南佐古五番町３番３号
債務者　野中宏一郎
1　決定年月日時　平成29年２月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４８８６号
大阪市平野区瓜破西２丁目15番５号　プライムコート202号
債務者　山崎　　龍
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３９号
大阪府寝屋川市堀溝１丁目33番20号
債務者　米澤　育代（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―612号
債務者　渡邉　　務
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１８号
大阪市東住吉区矢田２丁目17番４号　吉田方
債務者　堀部　志保（旧姓北田）
1　決定年月日時　平成29年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部